

(表)

高校奨学金返還猶予願

年 月 日

公益財団法人 青森県育英奨学会理事長 殿

本人 (自署・押印)	奨学生番号 氏名 住所 携帯電話番号	第 号	⑩
第一連帯保証人 (自署・押印)	氏名 住所 携帯電話番号		⑩
第二連帯保証人 (自署・押印)	氏名 住所 携帯電話番号		⑩

下記のとおり高校奨学金の返還を猶予していただきたいので、証明書類を添えて
お願いします。

記

1 希望する返還猶予の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事由(詳細に記入のこと。)

※裏面の添付書類も同封してください。

	(事 由)	(提出書類)
1	災害又は傷病によって返還が困難となった場合	被災地の市町村の罹災証明又は 医師の診断書
2	学校等に在学している場合	在学証明書
3	外国にあって学校に在学し、又は研究に従事している場合	在学証明書
4	生活保護法による保護を受けている場合	本会にお問い合わせください。
5	その他真にやむを得ない事由	本会にお問い合わせください。

※返還猶予期間は、事由2に該当するときはその事由の継続中とする。

事由1、3、4、5に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、原則として通算5年を限度とする。

※返還金の滞納がある場合は、猶予できません。

※書類に不備・不足等がある場合は、表面に記入した電話番号に連絡、あるいは住所に訂正依頼の文書を送付しますので、連絡のとれる電話番号と住所を記入してください。

なお、本会が定める期限までに不備・不足等が解消されない場合、返還猶予の決定が翌月以降となり、当月分の返還が必要になります。当月返還分が未納となった場合は翌月の返還猶予の決定ができなくなりますので、口座残高に注意してください。

※返還猶予は猶予願の内容を本会で審査した後、決定通知の発送をもって返還猶予が決定となります。